

■寒川総合図書館資料収集方針

平成18年11月3日制定

(目的)

第1条 公共図書館の基本的機能である資料提供を支えるものは、魅力のある充実した情報、資料にある。幼児から高齢者にいたるすべての町民に、必要な情報、資料を提供することによって、地域文化の発展と住み良い地域社会の形成に寄与することを目的とする。この方針は、寒川総合図書館（以下「図書館」という。）の事業を適正に遂行するため、資料の収集に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 資料の収集は、次の各号に定める方針に基づき行うものとする。

- (1) 町民から要望の多い資料について積極的に収集する。また、現在だけでなく、将来にわたって利用があると予想される資料についても収集する。
- (2) 国内の出版物を中心に、全分野にわたり高度な学術書、研究書を除き、一般的な理解を得るための基本的な資料を中心に収集する。
- (3) 専門性の高い資料については、神奈川県立図書館や近隣図書館の資料構成にも留意して判断する。
- (4) 資料の収集においては、各種の出版情報を十分に活用し、新刊書に限らず古書購入、寄贈、寄託などの手段を必要に応じて活用する。

(資料の種類)

第3条 図書館が収集する資料の種類は、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 図書（一般書、参考図書、児童書、外国語図書）
- (2) 逐次刊行物（新聞、雑誌）
- (3) 視聴覚資料
- (4) その他（電子資料など）

(資料収集の基本的態度)

第4条 資料の選択にあたっては、当該各号に定める基本的態度に基づき収集する。

- (1) 町民の要求を的確に反映できるように努める。
- (2) すべての分野において、時代に則した最新の情報を提供できるように留意する。
- (3) 著者、出版社（者）、内容、形態などにも十分に留意する。
- (4) 寄贈資料などの受入についても購入資料と同じ基準で選択する。
- (5) 学習参考書、資格試験などの問題集は原則として収集しない。
- (6) 公民館図書室などの機能にも留意して、全体の資料構成を体系的なものにする。
- (7) あらゆる思想、信条、学説、宗派にとらわれず、公平に扱う。

（個人、または組織、団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾を恐れて自己規制したりしない。また、図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。）

- (8) 以上の基本方針により収集した資料がどのような思想や主張を持っていようとも、それを図書館または図書館員が支持することを意味しない。

(資料の選定)

第5条 資料の選定基準は、別に定める。

(選定の手続き)

第6条 資料の選定は図書館の責任において選定会議を開催し、その結果を尊重して館長が決定する。

(その他)

第7条 この方針に定めるもののほか、資料の収集に関し必要な事項は、館長が別に定める

附 則

この方針は、平成18年11月3日から施行する。